

「東西両ドイツ国家間におけるスポーツの機構比較」について

経遠 雄三

倉敷芸術科学大学生命科学部

(2008年10月1日 受理)

ドイツ民主共和国、つまりかつての東ドイツのスポーツ界が生み出した成果には、目を見張らせるものがあった。世界に同じぐらいに少数の人口で、これに匹敵する潜在能力を持った国は他に存在しないとの発言が本論の冒頭近くにされているが、事実、その活躍は驚異的と言ってもおかしくはなかった。西ドイツの約三分の一弱の人口(約1700万)でありながら、国際戦では様々な分野で、これも恐らく世界屈指の強国である西ドイツに決してひけは取らなかったのである。

この事実に注目した人は、その原因を様々に解釈して、東ではまだゲルマン精神が生きているのであろう、同じ民族であっても、西は経済繁栄の道をひたすら走って退化しつつあるのだ、というような至って古典的というか、少々時代錯誤的な見方をしたり、これに比べて、東欧諸国の中では優等生だとはいえ、まだ貧しい発展途上の国だからハングリー精神の表れだと言ったり、あるいは同国の監督のように、我が社会主義共和国の誇るべき素晴らしさの証明です、という体制賛美まで色々と語ったものだ。今、本論を読んだ後では、これらの評価、あるいは推測は全くの的外れというわけでもなかったと言えるであろう。しかし無論、事態を正確に把握していたとは言えず、その道の人間にはすでに常識となっていたかもしれないが、素朴にその成果に驚嘆していた我々には、本論は意外な事実も多く含んでいるように思われる。この翻訳の意義はそこにある。

東西ドイツの体育界の組織の相違、その法的根拠の違いから出発して、この両体育界の目指す方向性の違い、更にはその法的根拠からの逸脱にまで触れ、恐らく西側の多数が予感していたであろうドーピング問題、若干の共通性にまで、簡潔に、箇条書きに近い文体で判りやすく述べている。挙げてある基礎とした文献をどの程度参考にしているのかは不明だが、それは内容批判を目的としないここでは、また別問題である。

当然のことながら、本論はまずその長さの限界から具体例を徹底して省略しているから抽象的に過ぎ、次に余りにも政治的観点に比重がかかりすぎている印象を与える。ただ政治とスポーツというテーマで扱われる範囲は、本来かなり広く、例えば、1972年のミュンヘン・オリンピックでイスラエルの選手団がパレスティナのテロにより空港で全員射殺された事件などまでも含まれるのではないかと思われるが、ここでは体制と組織の問題にのみ焦点を絞り、骨格を抜き出すことだけに限ったらしい。それだけに鋭く東西両国のス

スポーツ界の問題性がえぐり出されて、今後のスポーツのあり方に大いに参考となると思われる。なお訳者によると、理解のために若干の原文にはない言葉を付加している場合もあるらしい。

ちなみにドーピング問題に関して中国の方向が「週刊朝日」(2008.8.8付)に次のように記されている。「今春、英国の情報機関『M16』が、中国がチベット人やウイグル族の政治犯を使って筋肉増強剤などの人体実験をしている事実を公表し、・・・」中国は一方には禁止薬物が一度でも検出されれば、その選手および指導者を永久追放するという厳しい規制を設けながら、「その厳しい検査をクリアする『薬物』の研究に躍起だというのです・・・」こうなるとこの問題だけでも、政治的色彩はますます濃くなっていくようである。

著者のイネス・マイヤー女史は、本論の執筆時、かつての東ドイツに所在するグライフスヴァルト大学でスポーツ科学を専攻する学生で、本論はゼミナールに提出されたものというが、その内容が好評だったので出版されたく(2002年1月1日、Grin Verlag)、現在では彼女はもはや研究所に所属してはいないと聞いている。これは言わずと知れたことかもしれないが、著者は東ドイツで長く教育を受けた後、東西の壁の崩壊を経験し、その後、西ドイツの市民スポーツのあり方を知って驚き、疑問を抱いて、その相違を検証する気になったのではないかと想像するのだが、これは失礼な憶測だろうか。

東西両ドイツ国家間におけるスポーツの機構比較

イネス・マイヤー著 水内 透訳

グライフスヴァルト市 E.M. アルント大学、スポーツ科学研究室：スポーツ史

目次

1. 序文
2. 一般的なスポーツの機構
 - 2.1. スポーツと国家との関係
 - 2.2. スポーツとスポーツ裁判の法的基盤
3. スポーツ自主運営の構造
 - 3.1. DSB (西ドイツ・スポーツ連盟) と DTSB (東ドイツ体育・スポーツ連盟)
 - 3.2. 競技スポーツ
 - 3.3. 大衆スポーツ
4. まとめ

参考文献目録

ニーゼ、ラルス・ホルガー：変化するスポーツ。東西ドイツにおけるスポーツの組織比較調査(再統一の前後)——特に上部組織団体を考慮して。Peter Lang GmbH, ヨーロッ

パ学術出版社、フランクフルト・アム・マイン、1997

タカラスキー、ヴァルター/シュタンバッハ、ディルク：ヨーロッパ連盟におけるスポーツ政策とスポーツ構造。M. & マイヤー出版、アーヘン、2001

インターネット

ドイツ民主共和国憲法

ドイツ連邦共和国基本法

1. 序文

本論は、かつてのDDR（東ドイツ）、即ちドイツ民主共和国とBRD（西ドイツ）、即ちドイツ連邦共和国で（1990年の東西境界壁の崩壊まで）支配的だったスポーツ機構についての展望を目的とする。この両ドイツ国家が多くの点において甚だしく異なっていたという事実から出発して、両スポーツ機構間の共通性を明らかにすることも本論の課題となろう。私はこの研究において、スポーツと国家の関係及び、法的基盤とそれに付随する施行規則並びにスポーツ（自主）運営の構造をその細目も含めて考察する。最後に両国家の競技スポーツと大衆スポーツとの関係の検討をも試みる。そしてそれに続いてニーゼの指導原理をまとめた叙述として提示したい。

本論の初めに両スポーツ・システムの成果についての見解を置く。その際、成果とはここでは獲得したメダル、もしくは勝利した競技の意味で理解されたい。「世界広しといえども、DDR（東ドイツ）に比べられるほど少数の人口に匹敵する潜在能力を持ち、そのメダル獲得数におおよそでも近接した国家は存在しないであろう。」この指針〔達成距離、走行秒数、シュート数、到達順位、獲得メダル数等々〕で確認すると、東ドイツはたいてい先頭を切っており、昔の連邦共和国よりも成果は大きい。

ここに挙げた諸成果は、もっぱら競技スポーツで得たものである。というのは大衆スポーツの領域では、別な基準が（それを総計しただけでも）研究を左右するであろうから。大衆スポーツのこの基準の多さとそれぞれの不正確な境界を理由として、私は競技スポーツの「数えられる」成果にしか言及しなかった。

以下でそれぞれのスポーツ機構のどのような基盤、構造と実現状況が上述の説明の基礎となっているかが明らかとなるであろう。

2. 一般的なスポーツの機構

2.1. スポーツと国家との関係

西ドイツでは公的なスポーツ行政は、連邦と州、並びに市町村への職責配分という特徴を持ち、このスポーツ行政は連邦共和国基本法（憲法）の諸規定に定められている。そこで憲法上保証された自治は、スポーツがかなりの部分自己資金でまかなわれているので、国家にただ支援者の役割のみを指示するか、あるいはそれに制限している。この国家の補

足的な機能においては3つの重要な原理が決定的で、連邦、州および市町村はこれを避けては通れない。即ち補完性、国家とスポーツのパートナーとしての共同活動、およびすでに言及したスポーツの自治であって、その担い手はとりわけ諸社團 (Vereine) である。

第一原理である補完性とは、国家の (諸) 活動はその市民団体の (諸) 活動と代わり得ない、またはそれを帳消しに出来ないことを意味する。従って国家にはせいぜい補完的な、あるいはせめて振興的な機能が与えられているだけである。結局、他の両原理との結びつきから連邦の統制的または指導的な機能が妨げられる。

これに対して東ドイツのスポーツは国家的な枠組みの中に組み入れられ、従って SED、即ちドイツ統一社会党体制の構成要素であった。その結果、国家、公的スポーツ行政とスポーツ自主運営は分かちがたい統一体を成していた。東ドイツ国家体制の中央集権的な構造に基づいて、この機構のあらゆる下位組織は、だから指導部 SED 権力の実施機関と見なされていた。「スポーツはその結果他者に規定され (そして)、国家が '舵取り' と同時に資金提供者の課題をも引き受けていたのである。」多くの領域と同様に、ここでも国家安全保障省がこの構造の存続を監督し、コントロールしていたのである。

両国家においては (そしてどのような他の国家においても)、スポーツに政治的な意義が付きものであって、これは国民的な体面と健康的な競争においても見出される。成果の上昇したトップ・クラスのスポーツは、その国の名声を高めるし、同時に国民意識を高め、安定化に役立つ。国際的な競技において同族性を強め、あるいは平和愛好的な性格が強調される。スポーツのこの理想通りに、両ドイツ国家には共通したスポーツ政策の傾向が認められる。しかしここでも東ドイツは恐らく「機構の優越性を過信して、その表示のために」一段と強く階級闘争の側面に注目していた。

最後になお東ドイツの規定文書とその実際との間の矛盾を指摘しておこう。ドイツ民主共和国では公式にはアンチ・ドーピング政策が存在していたにもかかわらず、内部ではこの国家は選手たちにドーピングをさせていた。東ドイツ憲法第 12 条は結社の自由を定めていたが、その実行は不適切と見なされていた。そして常に健康な生活態度が宣伝されていたが、国家の指導によるドーピング、投与が存在していた。

これらの事例は、教義と現実との間の不一致の長いリストからピックアップした抜粋にすぎず、更に東ドイツのスポーツ機構は、本質的に全ての構成員がマルクス・レーニン党、即ち SED という権力集中体に依存していたという特徴の指摘にすぎない。それにもかかわらず、東ドイツはこの判断矛盾を巧みに隠蔽することが出来た。私は以下の章で、この両スポーツ機構間の重要な相違、つまり結社の自由の実際と規定との間の、従って上に触れたばかりの判断矛盾に詳しく立ち入りたい。

2. 2. スポーツとスポーツ裁判の法的基盤

西ドイツのスポーツ活動の中心的な組織基準は、結社の自由の個人的な側面と集合的な

側面とが規定されている基本法第9条が表している。即ち、

(1)「全てのドイツ人は、社团および組合および会社を結成する権利を有する。」

ここには一つの社团を設立したり、それに参加する個人の自由も、独自の規律を自由な自主決定で採用する社团の自由も保障されている。

この自主決定権の限定(法的保護保証義務、国家的保護義務、...)がありはするが、これは基本法で保証された自由の制限ではなく、第9条の(2)に違反しない限り、これらの自由は与えられているのである。

(2)「目的もしくは活動が刑法律に違反する団体、または憲法的秩序もしくは諸国民間の協調の思想に反する団体は、禁止される。」

東ドイツでは、憲法第29条に一般的な結社の自由が保証されていたから、同じような規定が存在していたわけだが、とはいえこの自由は強い制約のもとにあった。

「ドイツ民主共和国の市民は、政党、社会組織、結社および集団における共同行動により、自分たちの利益を憲法の諸原理と目的に一致させて実現するために、結社の権利を有する。」

この条項は東ドイツ中央集権主義においては別な規則内容を持っていたから、自由はほんの僅かな程度しか承認されなかった。この条項ですでに認められるように、結社の(だから或る団体の)目的とする方向は、憲法の目的設定と一致しなければならなかった。更に一つの団体は補足規定によって国家から要求された証明書を提出しなければならなかった。その証明書によって創設の必要性和活動内容が確認されることになっていたのである。これが行われないと、その団体は承認されなかった。この手段を通じて国家はスポーツの領域における絶対的なコントロールを行い、望まぬ諸傾向を萌芽の内に窒息させ、従って諸団体を禁じることが出来たのである。東ドイツの憲法にはスポーツに関連し、その名をはっきりと挙げて、従って政治問題化していた数多くの規則があった。とりわけ第18条は、

「社会主義的文化の要素としての体育、スポーツおよび観光旅行は、市民のあらゆる方面の肉体的、精神的な発展に有用である。」

この条項がスポーツをSEDの支配下に置き、最終的に、東ドイツのスポーツにとって重要な事柄全ての規則化と全国的な配慮の根拠だった。

西ドイツでは連邦制構造であるのときおり重なる権限が基礎となって、スポーツに統一した規則が存在しなかった。(例外はトップ・スポーツ)

両国の異なる国家構造と法の食い違う意義が、スポーツ法上の問題とか疑問は西ドイツにしか生じなかった原因である。つまり西ドイツでは、法があらゆる行動の上位に来るのに対して、東ドイツではそれはマルクス・レーニン主義理論の実現化に利用されていたからである。だからスポーツ裁判権に関してしっかりと記憶しておくべき事は、東ドイツにおいては自治の内容と境界、裁判権の設定と国家的裁判によるその決定の検証可能性に関

する問いは何の役割も果たさないということである。そのような問題はスポーツ内部で処理され、従って何の意味もなく、西ドイツのように独立した裁判にかけられたりすることはなかった。

3. スポーツ自主運営の構造

3.1. DSB（西ドイツスポーツ連盟）と DTSB（東ドイツ体育スポーツ連盟）

西ドイツにおける独立したスポーツ活動の共通代表団体は、ドイツ・スポーツ連盟（DSB）で、国民的上部団体として主として国家と世間に対する会員たちの調整と利益代表活動に努力する。更に国内オリンピック委員会（NOK）とドイツ・スポーツ助成財団（DSH）が独立した組織として補助的な機能を引き受けている。スポーツ自主運営の基盤はほぼ8万5千団体とほぼ2千5百万の会員が形成している。企業別同盟、州スポーツ連合と諸団体はDSBの自治会員であり、組織的、専門的に、また財政的に独立している。

西ドイツのスポーツ・システムは、すべての協会の公益に有用な同じ目的設定によって、また無報酬の指導、自発的で自由なスポーツ訓練、寛容な世界観、及び政治的党派性からの中立という特徴を持っている。

上部団体の影響力は、ただその会員に対する助言的で支援的な機能にしかなく、だからここでも補完性と自治の原理がDSBの影響を僅かなものとするよう援助しているのである。

それに対して東ドイツでは指導権を持つドイツ体育・スポーツ連合DTSBが上部団体として第一位にある。西ドイツの諸団体と似ているスポーツ結社と並んで都市、郡、地区組織、スポーツ団体、スポーツとサッカークラブが、またスポーツ連合「前進」と「ダイナモ」がスポーツ活動の基礎をなしている。「民主的中央集権主義の原理と並んで更に専任者指導の原則と諸スポーツ団体の（党派）政治的結びつきが東ドイツ・スポーツの特徴であった。」

東西のスポーツ・システムの比較とは、根本的にはDTSBとDSB間の直接的な比較であって、次のような諸点を確認しておかねばならない。

1. DSB（西ドイツ）の各会員（そしてDSB自身も）はスポーツ組織において他者の指示を受けない、独立した地位を占める。
2. これに対してDTSB（東ドイツ）組織は、組織的に、また財政的に拘束され、それに加えて指示依存であった。
3. DTSB（東ドイツ）自身が政治局に、言い換えればSED社会主義統一党の中央委員会の指導下にあつて（NOKのように）、DTSBも自由ではなかった。
4. 従ってDTSBはSED党のスポーツ政策の計画・施行機関として職務を行い、DSBは国家に対してその会員の調整的な利益代表を成していたに過ぎなかった。

両スポーツ体制のほんの僅かな共通性が、一つには組織化されたスポーツだが同じ歴

史的な根を持つということに、他方では DSB が DTSB の創建に際して模範として機能したという点に見出される。

両国のスポーツの資金調達も異なっている。即ち東ドイツではスポーツは専ら国家の支援であって、DTSB が金の行方を決定したのに対し、西ドイツのスポーツでは、国家的支援と自己調達の混合調達法であって、その際 DSB にはここでも緊急問題の時のみ審議の機能が許されていた。

3. 2. 競技スポーツ

西ドイツの競技スポーツは、後継者養成のための能力者選出と支援に関しては、両親や学校と団体による不十分で非効率的な共同作業という特徴があり（特別選抜者処置、言い換えればスポーツ寄宿学校での行き届いた世話による補足）、専門団体の競争システムと学校教育の競技によって「磨き上げられる」。

これに対して、東ドイツのスポーツ体制の核になる思想は、全国民の潜在能力を競技スポーツとして利用することにあった。従って西ドイツと逆にすでに学校スポーツが競技用に方向づけられていたのである。これがスポーツ共同体、スパルタキアード・システムでの階層化・選出法 (ESA)、諸団体の競技・スポーツ活動、及びトレーニングセンター (TZ) や児童・青年スポーツ学校 (KJS) とスポーツクラブ (SC) から成り立つ多段階促進システムへと移行したのである。それに加えて学校・職業教育を一般的傾向としてスポーツへと要請する方向づけがスポーツの才能を認識し、専門とするスポーツ種目へ配置して発展させる最高の前提を成していた。

この訓練・トレーニング活動は専任の職員スタッフによって強化された。彼らは具体的なトレーニングに学問的で医学的な内容への配慮をも加え、いわゆる年間スポーツ計画に従ったのであった。西ドイツの職員機構はこれと比較すると数的にずっと弱体で、到底よく調整されているとは言えなかった。そこで一人の競技者の成果は、自分で行う配慮の密度の高さに由来するということになった。競技者が多くの競技に勝てば勝つほど、自分に与えられた配慮の基準は高くなったのだった。

これほど重要ではない差異が、両国家の競技スポーツ・システムの構成にあった。西ドイツの拠点システムと東ドイツの「クラブ・スポーツ主義」が相対峙していた。その際東のスポーツ・クラブは競技スポーツ・センターとして機能した。

個々のスポーツ種目の振興は、全く違った様相を呈していた。つまり西ドイツで中心的だった「平等配分の原則」は、多くのスポーツ種目のバックアップを等しい支援枠組みで行っていたが、東ドイツでは限定した数のスポーツ種目だけが支援されたのにすぎなかった。これらはたいていオリンピック種目であって、だから望ましい費用便益の関係が期待されていたのだ。これを補足するものとして、両スポーツ・システムは、「軍隊の（物質的な）潜在能力」を引っ張り出した。その際スポーツ団体「前へ」と「ダイナモ」のスポーツ振

興助成は西の連邦国防軍のスポーツ振興グループよりも徹底的な結果を出した。

トップ・クラスのスポーツ選手に対する能力刺激の領域では、東ドイツはとりわけ社会システムにも基づく明白な長所を顕示することが出来た。それは西ドイツのスポーツ・システムにおけるよりも—西ドイツの例外としてプロスポーツがあるが—多様で、モチベーションを強化するものだった。結局はそれによって全ての参加者にとって物質的刺激が「東ドイツのスポーツ構造を長い期間、機能的に保たさせた」決して軽視出来ない要素となった。そうでなくてもこれに基づいて、かつての東ドイツのスポーツ選手が一方で喜んで成績を上げ、しかし他方でドーピングをしたり、スパイ行為をしたりしたのである。というのが東ドイツではどんなささやかな失態でも、出世コースの継続や後に大学教育を受けることが出来る可能性に条件が結びつけられる（例えば勤務に）ことがあり得たからである。励ましと圧力の間のこの相互作用によって、東ドイツの成果システムに最大限に組み込まれようとする、いわば心理的強迫感が生まれた。西ドイツのバラバラに現れるドーピングのケースと逆に、ここではなお東ドイツ・スポーツにおける全面的で国家的に指示されたドーピング使用を挙げておこう。これは独特の組織した形で東ドイツ・スポーツの成果への更なる礎石となったのである。

3.3. 大衆スポーツ

西ドイツが、かつての東ドイツよりも指針を合わせていたのは、むしろ大衆スポーツだった。DSB（西ドイツ・スポーツ連盟）とLSB（州スポーツ連合）は、スポーツを種々のキャンペーンで「全ての人のためのスポーツ」というモットーの下に置いて、連邦各州とか自治体に需要に即したスポーツ施設を確保させた。この点においては西ドイツは、東ドイツよりも物質的、技術的にはるかに優位にあった。東ドイツでは適当なスポーツ施設の欠如が惨憺たる状況だったからである。これは東ドイツにおける競技スポーツと大衆スポーツとの間の不均衡の証拠である。というのが重点的に配分される財政資金は、圧倒的に競技スポーツの強化に向けられたからである。大抵の場合はガタガタになった大衆スポーツの領域が存在したのだが、これは効果満点の大衆動員の催し事（ライブチッヒの体育スポーツ大会のような）によって、少なくとも外に向けては隠蔽されなくてはならなかった。しかし内部において、不平等な金の配分は、住民のスポーツ一般に対する拒絶的な態度を惹きおこし、それが「全ての人間がスポーツを行へ！」という原則の実行を妨害し、困難とさせる結果を生んだのである。最後に、あらゆる物質的問題にもかかわらず、大衆スポーツにおいても競技スポーツを目指した努力が見出されたという歴然たる事実が、東ドイツにおいては群衆スポーツですら、単に気楽な余暇の楽しみではありえなかったという証拠となった。

4. まとめ

本稿をニーゼの指導原理で締め括ることとする。これがもう一度簡潔に東西間のスポーツ、国家と体制に関する最も重要なシステムの相違を示すからである。幾つかの断片的な文章の形態でその都度どちらかの国に分類し、または直接比較する。つまり西ドイツの指導原理は「西ドイツ」と書き、東ドイツの指導原理は「東ドイツ」と、そして両方の国家に関わる文は、ゴチックで示す。

「西ドイツ」：連邦共和国のスポーツにおける国家的職責の履行に際しては、連邦、州及び市町村が自治、援助とパートナーシップの原則に沿って行う。

「東ドイツ」：東ドイツにおけるスポーツは、財政供与者であると同時に指導者でもある社会主義統一党国家の中央集権的システムに支配された。

両ドイツ国家共にスポーツに精神を安定させ、生に忍耐力とかチームスピリットのような精神力を与える効果を認めていた、トップ・スポーツには同時に国家代表の任務までも引き受けさせている(た)。両者の違いはこの効果の及ぼす領域の強調に、言い換えれば、スポーツ活動と[東ドイツの]階級闘争の側面との結びつきにあった。

「西ドイツ」基本法第9条の1. が連邦共和国においては自由な[...]団体活動の主たる法的基盤である。

「東ドイツ」：東ドイツのこれと平行な憲法規定(第29条)は、むしろ阻止的な[...]性格を持ち、総体に不自由な結社の体制を全面的にコントロールすることを可能にした。

「西ドイツ」：トップ・スポーツを除いて、規格化構造[...]に不統一な傾向が著しいのは、連邦共和国における[...]連邦的構造が原因である。

「東ドイツ」：東ドイツの中央集権的体制において強調されねばならないことは、スポーツの重要性が国家機構のあらゆる次元で統一的に、また全面的に認められるように、数多くの法的規制が[...]なされていたことである。

連邦共和国のスポーツ機構には、比較的多くの法的問題提起が存在すること、[...]東ドイツとは異なって最終的決定が独立した裁判に委ねられていること、などの性格が内在している。

「西ドイツ」：西ドイツのスポーツ活動は、党派政治から独立した、中立的上部結社(DSB)によって指導され、この結社はその独立した成員のために[...]支援し、調整する活動をしている。

「東ドイツ」：東ドイツの中央集権的な構造の上部団体DTSBは、(指示に)依存した成員組織に下位区分され、[...]他者に規定される施行・実行機関として機能していた。東ドイツは、能力選別と能力促進という成果のみを指向するシステムを動かし、その各要素は[...]完璧に相互に調整されていた。

「西ドイツ」：連邦共和国の後継者養成は、それほど組織化されてはいない—だが成果もそれほどではない。[...]

両国家共に競技スポーツ・システムは、等しく集中的な拠点トレーニングに基礎を置いていた。その際随伴するコーチは東ドイツの方が段階的に集中性を増した。後者は許されていない手段（ドーピング）の投与をも、またその折々の軍隊によるトップ・クラスの支援も通用していた。

「東ドイツ」：東ドイツ・スポーツに関して補足的に確認しておくべきことは、ただ有利な費用便益に関連する種目のスポーツだけが支援され、競技スポーツの成果への刺激効果が比較的明瞭に浮かび上がったこと、またトップ・クラスのスポーツは継続的な秘密情報機関の観察下にあったことである。

東ドイツの大衆スポーツは競技スポーツの（とりわけ財政的に）下位にあり[...]、物質的・技術的に優位にあった西ドイツの大衆スポーツは、より強く一般的なスポーツ活動[...]に方向づけられてい（る）た。

序文で話題とした、東ドイツの競技スポーツの成果に立ち戻ると、後継者の完璧な階層分化と支援、成果の大きい種目のスポーツへの高い財政的支出、専任によって行われる協力スタッフ、効果的な奨励システム、そして国家的に指導されたドーピング措置までもが東ドイツ・スポーツの成功の基盤を成していた。種々の水準の規格化と法的前提すら助長的な効果を現わした。しかし結局、これらすべてのファクターの素晴らしい共同作業であって、従って東ドイツ・スポーツ・システムの性能が、冒頭で行った叙述の証拠として決定的であることに尽きるのである。

Comparison of the sports structures between BRD and DDR

Yuzo TSUNETO

College of Life Science

Kurashiki University of Science and the Arts,

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received October 1, 2008)

It is easy to remember that the sports team of once East Germany DDR, that was German Democratic Republic, played remarkably in the international game. The records of East Germany not only compared favorably with those of West Germany and many of the other major countries but often exceeded, although it was a small country that consisted of only 1/3 of population of West Germany. People who observed this surprising fact considered the cause as the social organization of East Germany and poverty, that is, hungry spirit. But it is wonder what the secret is in fact. In this article the author, Ines Meier, refers at first to the difference in the organization of the gymnastics community in East and West Germany and explores carefully some causes such as a gap of the direction of both communities. She mentions them intelligibly in the style of an itemized statement. I believe that each of her statements is very persuasive and useful also on the present gymnastics community.